

長久手市高齢者配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弁当を宅配することで調理等日常生活に支障のある一人暮らしの高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の助長を図るとともに、安否の確認を行うことを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の一部を市からこの事業の委託を受けた事業者（以下「委託業者」という。）が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている在宅の者で、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。第41条第1項に規定する要介護被保険者又は総合事業対象者（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）のいずれかであり、本人（同居の親族等がいる場合はその者を含む。）が調理等日常生活を営むのに支障があり、その他の親族等からの支援が見込めず、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 75歳以上の者のみの世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(利用の申請)

第4条 この事業を利用しようとする者は、長久手市高齢者配食サービス事業利用申請書（様式第1号）、及び法第8条第24項に規定する居宅介護支援又は法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を実施する際に作成される食の関連サービスを利用調整した支援計画書等（以下、「支援計画書等」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する利用申請は、法第79条第1項に規定する事業所（以下「居宅介護支援事業者」という。）又は担当地区を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）から提出することとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、支援計画書等に基づきその内容を審査し、その結果を長久手市高齢者配食サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 利用できる期間は、要介護被保険者等の支援計画書等に記載されている有効期間までとする。なお、期間満了時に支援計画書等を確認し、引き続き第3条で規定する要件を満たす場合は、その利用期間を更新するものとする。

(利用方法)

第6条 この事業の利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下、「利用者」という。）は、弁当の受取りについて、原則委託業者から利用者本人が手渡しで受け取るものとする。
- (2) 利用は1日1回とし、昼食又は夕食のいずれかとする。
- (3) 安否確認を目的として利用するときは、家族支援が見込めず、また介護サービスを利用していない日を利用日とする。
- (4) 栄養管理を目的として利用するときは、以下に掲げるとおりとする。
 - ア 支援計画書等に、医師による栄養管理の指示があるものとする。
 - イ 食事内容は、減塩食、糖尿病食等疾患に対応したものとし、普通食は除外とする。
 - ウ 利用日は、家族支援が見込めず、また調理に関する介護サービスを利用していない日とする。

（利用の変更又は中止）

第7条 利用者が、事業の利用を変更又は中止するときは、速やかに長久手市高齢者配食サービス事業利用変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、利用日を増やすときは、居宅介護支援事業者又はセンターにより支援計画書等を併せて提出するものとする。
- 3 利用者は、委託業者を変更するときは、毎月20日までに第1項に掲げる申請書を提出するものとし、変更日は翌月1日とする。
- 4 市長は、第1項の申請により利用を変更又は中止するときは、長久手市高齢者配食サービス事業利用変更・中止決定通知書（様式第4号）又は長久手市高齢者配食サービス事業利用変更却下通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用者が死亡又は転出したとき
 - (2) 利用者が第3条の規定で定める者でなくなったとき
 - (3) 第5条第2項で規定する支援計画書等を確認した結果、この事業を利用する必要がないと認められるとき
 - (4) 利用者が弁当の宅配を混乱させ、又は妨害するような行動を行ったとき
 - (5) 利用者が次条に規定する費用を3か月以上継続して支払わないとき
 - (6) 利用者が6か月以上継続してこの事業を利用していないとき
 - (7) その他市長が利用を不相当と認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消すときは、長久手市高齢者配食サービス事業利用取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

（費用の負担）

第9条 市は、委託業者が宅配・安否確認を行う費用として1食当たり300円を負担するものとする。

2 利用者は、1食当たりの費用のうち、市が負担する費用を除いた金額を負担するものとし、当該費用は利用者が直接委託業者に支払うものとする。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 第3条の規定で定める者でなくなったとき
- (3) 施設に入所又は入院したとき
- (4) その他、この事業を利用する必要がなくなったとき

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長久手町宅配給食サービス事業実施要綱については、平成16年3月31日をもって廃止する
- 3 長久手町宅配給食サービス事業の利用者は、この要綱の施行に伴い、そのまま継続して同様のサービスを受けることができる。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。